

[事案 21-112] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 3 月 11 日 和解成立

<事案の概要>

募集人が配当金を含めた将来における解約時の払戻金が確定的なものであると説明し、それを信じて契約締結したとして、契約を無効とし既払保険料の返還を求め申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 1 年、平成 3 年、平成 10 年に、計 6 本の定期保険（申立契約①～⑥）に加入した。その後、一部契約については解約しているが、下記理由により、当該契約は詐欺による取消し事由、または要素の錯誤による無効事由に該当するので、既払保険料を返還してほしい。

- (1) 勧誘時に、募集人が、使用を禁止されている社内研修教材を用いて、同試算表に記載されている将来の解約時払戻金が確定的なものであると説明した。
- (2) 申込契約は A 団体会員の税理士の関与先法人等を対象とした商品であるのに、申立人の顧問税理士は、平成 2 年 4 月に A 団体会員を退会していたにもかかわらず、募集人が、A 団体会員である税理士の指導・助言を受けることができると説明した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の要求に応ずることは出来ない。

- (1) 勧誘時に、募集人が社内研修教材を用いて説明したことは事実であるが、同試算表に記載されている将来の解約時払戻金が確定的なものであると説明したことはない。
- (2) 申立契約①の契約当時は、申立人の顧問税理士は A 団体会員であったし、申立契約②ないし⑥の勧誘時に、募集人が A 団体会員である税理士の指導・助言を受けることができると説明したことはない。

<裁定の概要>

本件は、答弁書の段階で相手方会社より和解案の提示があった。裁定審査会が、申立人および相手方会社から提出された申立書、答弁書等の書面にもとづいて審理した結果、下記事情により同和解案は相当なものと判断されたため、生命保険相談所規程第 4 1 条第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 相手方会社において試算表を作成するシステムが稼働し始めたのは平成 2 年 9 月のことなので、申立契約①の勧誘時に、募集人が研修教材の試算表を用いて、同試算表に記載されている将来の解約時払戻金が確定的なものであると説明した事実は認めることができない。（現に、申立人からは、申立契約①についての同試算表は提出されていない。）これに対し、申立契約②ないし⑤の勧誘時に、募集人が相手方会社の社内研修資料である試算表を用いて説明したことは、相手方会社も認めている。申立契約⑥については、申立人から、同試算表は提出されていない。
- (2) しかし、募集人は、勧誘時に、同試算表とともに設計書を用いて説明を行ったことが推認され（一般的に、設計書なしでの説明は困難であるし、相手方会社のシステム上、同試算表は設計書を作成しなければ出力できない仕組みとなっている）、いずれの設計

書にも、配当金額は将来の支払金額を約束するものではないという趣旨の記載がなされている。

また、申立人に対して交付されたことが明らかな「ご契約のしおり」にも、配当金額は将来の支払を約束するものではないという趣旨の記載がなされている。

そうすると、募集人が、勧誘時に、相手方会社の社内研修教材を用いて説明したとしても、試算表に記載されている将来の解約時払戻金が確定的なものであるとまで説明したとは考えられず、これを理由とする詐欺による取消しや要素の錯誤による無効は認めることはできない。

(3) 申立契約はA団体会員の税理士の関与先法人等を対象とした商品であるが、申立人の顧問税理士がA団体を退会したのは平成2年4月22日であるから、申立解約①の契約当時は、申立人の顧問税理士はA団体会員であったことが認められる。これに対し、契約②ないし⑥の契約時には、申立人の顧問税理士はA団体会員ではなかった。この点を捉えて、申立人は、募集人から、A団体会員税理士による（保険に係わる）継続的指導が受けられると説明され、それを信じて契約をしたのに、顧問税理士がA団体会員税理士でないことが分かっていたら（募集人から告げられていたら）契約を締結しなかったと主張する。

(4) 確かに、申立契約がA団体会員税理士の関与先法人等を対象とした商品であることは事実だが、「設計書」「ご契約のしおり」のどこにも、A団体会員税理士による継続的指導が受けられるという記載は見当たらず、その他、募集人が、勧誘時に、ことさらに、A団体会員である税理士の指導・助言を受けることができると説明したとことを窺わせる事実は見当たらず、これを理由とする詐欺による取消しは認めることはできない。

(5) 申立人は、A団体会員税理士による（保険に係わる）継続的指導が受けられると信じて申立契約を締結したと主張するところ、これはいわゆる「動機の錯誤」に該当する。判例は、動機が何らかの形で相手方に表示されている場合には錯誤となり、さらにそれが法律行為の要素（重要な部分）に当たるときは、意思表示が無効となる、と解している。しかし、本件では、申立人において動機を表示したことを窺わせる事実はなく、要素の錯誤による無効は認められない。

また、申立人は、申立契約は員外契約であるから無効であると主張するが、員外契約であるからといって、契約自体が法的に直ちに無効となるわけではない。

(6) 以上の次第で、申立人の請求は認めることはできない。しかし、募集人が、本来、募集には使用してはならない社内資料である研修教材を使用して説明していたことは（契約の効力を左右するものではないが）不適切な行為であることは確かである。